

地方創生に対する考えは

答 国の動向に注視し、乗り遅れないよう研究していく



村木 脩議員

▽人口減少問題について

問 人口減少問題に対して今後の町の対応や方向性は。定住化政策などを行うのか。空き家や耕作放棄地調査を行ったが、その利用方法は。

させるため、空き地の適正管理や利活用の検討をしている。4月の農地法改正で発足した「農地中間管理機構」が、今後の耕作放棄地の貸借を行っていく。

問 耕作放棄地と空き家の組み合わせで定住化政策を計画できないか。また、漁師との組み合わせもあるのではないか。

町長 重要な問題であるので、漁師関係にも活用できるかを含め検討したい。

▽街路灯の維持団体について

町長 地域経済の振興をはじめ、雇用・住宅の確保、子育てのしやすい環境整備、町の特性を生かし人々の定住意向を活用するなどの検討をして行きたい。空き地の把握を目的に、建物の状況調査を25年度に実施した。交流・定住対策に寄与

問 維持団体数について

町長 私設街路灯を維持している23団体に、補助金を支出している。内訳は、自治会9、商店会9、観光協会4、旅館組合1。

▽施設の維持管理について

問 今後整備予定の施設の維持管理はどこが行うのか。

町長 各団体は商店会などが半数を占めているが、団体に所属する構成員が減少の一途をたどっており、費用負担が増加しているのが現状である。24年度と25年度の補助率を比較すると20%から15%に下がっている。これは電気料が25・6%も上昇したためである。街路灯が消えると、交通事故の増加や防犯の面からも犯罪の増加が懸念される。今後これら私設街路灯が維持できるよう維持団体と協議を行っていくことが必要と考える。

▽地方創生について

問 国の地方創生施策に対して町はどう対応するか。また、町の観光政策に利用できないか。

町長 地方創生に関しては今後の国・県の動向を注視し、できる限りの施策展開を図りたい。

問 この地方創生は人口減少に対する国の危機感の表われである。一過性の計画は採択されないと聞かれています。観光産業と人口増対策との融合を理論的に考え、町の観光従事者を増やすなど研究してもらいたい。人手不足、労働力不足対策として、今から手を打つことが必要である。他市町にはないものを調査研究し、遅れをとらないよう情報収集してもらいたい。

町長 国の動向を注視し、乗り遅れないよう研究をしていきたい。

危険箇所の把握と指定状況は

答 ハザードマップに示してある



藤井廣明議員

▽土砂災害について

問 先月、広島市の豪雨では74名の方が犠牲となった。哀悼とお見舞いを申し上げますと共に、あの災害に対してわが町も学ばなければならぬと思うが。

町長 危険な豪雨が増え、大規模な土砂災害の被害が広がっている。

問 町内の危険箇所の把握と指定はどうか。

町長 調査結果をもとに、危険地域を視覚化したハザードマップを町民に配つ

問 避難指示や勧告などのマニュアルは。

町長 人命第一の考えで、住民に対する避難勧告や避難指示は、空振りになってもいいから早めに出す。

問 当町は基準雨量で避難基準を決めているのか。

総務課参事 雨量の数値では決めていない。

問 災害危険区域指定地には、何戸が住んでいるか。

総務課参事 土石流警戒区域に966戸、急傾斜地警戒区域に168戸住んでいる。今年6月には土砂災害を想定した避難訓練を実施し、400名が参加した。

▽空き家対策について

問 空き家調査結果の分析は。

町長 25年度に調査を実施した。集計のみでまだ分析はしていない。

問 調査戸数が5千979戸、うち空き家856戸、空き店舗171戸との結果であるが、別荘地は調査したのか。

町長 別荘地は調査して

問 全国の地方自治体で空き家管理条例が制定されている。当町で条例化する考えは。

町長 国の法制化の動きなどをみてから検討する。

問 老朽化による倒壊の危険がある家屋はあるか。

町長 今のところ無い。

問 空き地から更地にする税金(固定資産税)が高く

なる。住宅用地の指定を外すとか、自主的な解体には町が補助するとか優遇策を講じる考えは。

町長 個人の所有権が絡む難しい問題である。税制上の優遇は考えていない。

問 人口増加を図る為「空き家バンク」を作っては。

町長 平成27年度からの開設に向けて、先進地の視察や制度研究を行っていく。



災害危険箇所の指定が多い状況を示す当町の防災マップ

	大川	北川	奈良本	片瀬	白田	熱川地区	稲取地区	計
土石流	5	1	1	2	7	16	6	22
(うち特別警戒)	3	0	1	1	3	8	2	10
急傾斜地の崩壊	7	4	6	7	12	36	19	55
(うち特別警戒)	7	4	5	7	12	35	19	54
地区別計	12	5	7	9	19	52	25	77
(うち特別警戒)	10	4	6	8	15	43	21	64

町内の土砂災害(特別)警戒区域箇所数 (県資料より編集)